

## 注記(全体)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。  
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
イ 市場価格のないもの……………取得原価  
② 出資金  
ア 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 14 年～50 年  
工作物 10 年～60 年  
物品 3 年～20 年

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金  
退職手当債務から山梨県市町村総合事務組合退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、山梨県市町村総合事務組合退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上していま

す。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

**2 重要な会計方針の変更等**

(1) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項はありません。

**3 重要な後発事象**

該当事項はありません。

#### 4 偶発債務

該当事項はありません。

## 5 追加情報

### (1) 連結対象会計

会計名	区分
国民健康保険特別会計	特別会計
介護保険事業特別会計	特別会計
下水道事業特別会計	特別会計
介護サービス特別会計	特別会計
後期高齢者医療特別会計	特別会計

### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

### (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

### (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

イ 範囲 公有財産のうち、普通財産に該当するもの（墓地・境内地を除く）

ロ 内訳 事業用資産 12,900 千円 (12,900 千円)

土地 12,900 千円 (12,900 千円)

上記の(12,900 千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

ハ 減価償却累計額 ー 千円